

砺波市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章 市行動計画の改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な 考え方等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	7
(1) 有事のシナリオの考え方	7
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	8
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
(1) 平時の備えの整理や拡充	9
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	10
(3) 基本的人権の尊重	11
(4) 危機管理としての特措法の性格	11
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	11
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	12
(7) 感染症危機下の災害対応	12
(8) 記録の作成、保存及び公表	12
第5節 対策推進のための役割分担	12
(1) 国の役割	12
(2) 地方公共団体の役割	13
(3) 医療機関の役割	13
(4) 一般の事業者の役割	14
(5) 市民の役割	14
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	15
第1節 市行動計画における対策項目等	15
(1) 市行動計画の主な対策項目	15
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	15
(3) 横断的視点	17

第2節 市行動計画の実効性確保	18
(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進	18
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	18
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	18
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	18
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	20
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	33
第3章 まん延防止	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	35
第3節 対応期	36
第4章 ワクチン	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42
第5章 保健	44
第1節 準備期	44
第2節 初動期	44
第3節 対応期	45
第6章 物資	46
第1節 準備期	46
第2節 初動期～対応期	46
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	47
第1節 準備期	47
第2節 初動期	48
第3節 対応期	49
用語集	52

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新たな感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新たな感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。ヒトの病気等に注目するだけでなく、ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、薬剤耐性（AMR）対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第144号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそ

れがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

第2章 市行動計画の改定

国においては、特措法が制定される以前からも、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。平成17年には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成して以来、数次の部分的な改定を行った。平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。あわせて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に、特措法が制定された。平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を作成した。

令和2年の新型コロナの経験を踏まえ、国では、令和5年9月、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において「平時の備えの不足」、「変化する状況への柔軟かつ機動的な対応」、「情報発信」を主な課題として挙げた。

これらを踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すために、推進会議では、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」の3つの目標を実現する必要があるとされた。政府行動計画は、これらの目標や新型コロナ対応の経験及び課題を踏まえ、令和6年7月に全面改定（令和6年7月2日閣議決定）された。

また、富山県（以下「県」という）においても政府行動計画の改定を受け、県における新型コロナの経験を踏まえて、令和7年3月、富山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という）が改定された。

本市では、WHOの計画に準じて平成17年に「砺波市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を踏まえ、平成21年に改定を行った。

さらに、平成26年12月、特措法第8条に基づき、政府行動計画および県行動計画を踏まえ、砺波市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という）を策定した。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、定期的な点検を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、国の動向や県の取組状況を踏まえ必要に応じて市行動計画の改定を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

①感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。

②市民生活及び市民経済の安定を確保する。

③地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

④業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能

性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるように、対策を示すものである。

市行動計画においては、科学的知見及び各国の対策を踏まえた国における対策のもと、市の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(表1)

表1 時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	国における水際対策との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。 海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国における検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の利用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染症等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染症等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、さらなる情

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

	報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数を減少させるための対策等、適正な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者等は相互に連携して医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなる場合も含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	通常の医療提供体制への段階的な移行や、感染対策の見直しを行う。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低

下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

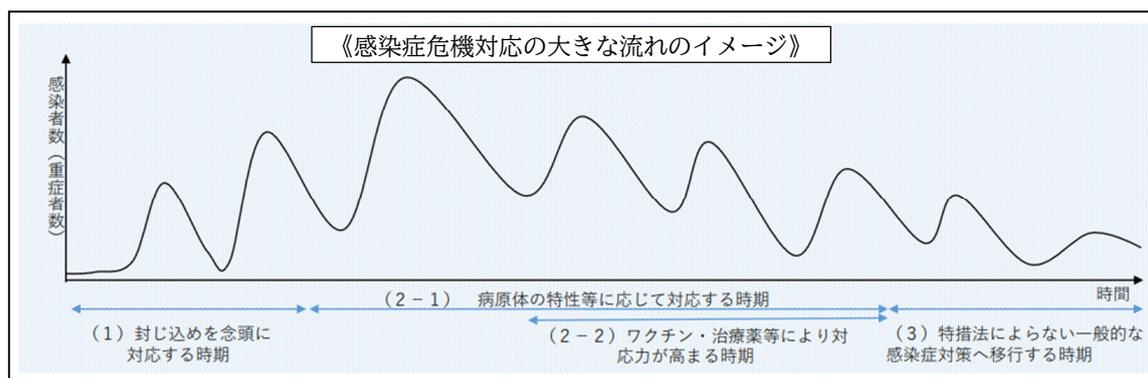
（1）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。



(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。（表2）

表2 初動期及び対応機の有事のシナリオ

時期	シナリオ
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	<p>封じ込めを念頭に対応する時期</p> <p>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p> <p>病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。 ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部において、それぞれの時期に必要な対策を示す。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者、障害者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から③までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とする。

①新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間

で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

②感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

①可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

②医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

④対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じ

て、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者やその家族に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型イン

フルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要がある場合には、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成、保存及び公表

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエ

ンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること、民間宿泊事業者との間で宿泊施設の確保に関する協定を締結し、宿泊療養体制を構築すること等、医療提供体制、厚生センター、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新

型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(5) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

①実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。

国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、市は、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするときとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市は、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があり、新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることにより、市民の生命及び健康の保護に努める。

⑥物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、市は、平時から感染症対策物資等を備蓄するとともに、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のアからウまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

①人材育成

危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的視野に立って危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。多くの人が危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

②国、県及び近隣自治体との連携

国が基本的な対処方針を定め、それを基に県が感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。市は住民に最も近い行政単位として、予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、平時から、情報交換や訓練の参加等により、県及び近隣自治体との連携体制を構築していくことが重要である。

③DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、デジタル技術の進展とともに、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待でき、危機管理の対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DXの推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、今後、国や県が行うDX推進のための取組に協力し、今後の感染症危機に備える。

第2節 市行動計画の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、施策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて施策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。市は、市民が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国及び県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新たな感染症の出現や既知の感染症の再興の発生の状況やそれらへの対応状況、予防

計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、必要に応じ、その対応経験を基に市行動計画等の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

①市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《健康センター》

②市は、国が行う医療関係者等に対する研修や訓練の開催や積極的な参加要請について県とともに協力する。

《総合病院》

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

①市は、市行動計画及びマニュアルを作成し、必要に応じ、変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

《健康センター、関係各課》

②市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を適時見直しする。

《総務課、健康センター、関係各課》

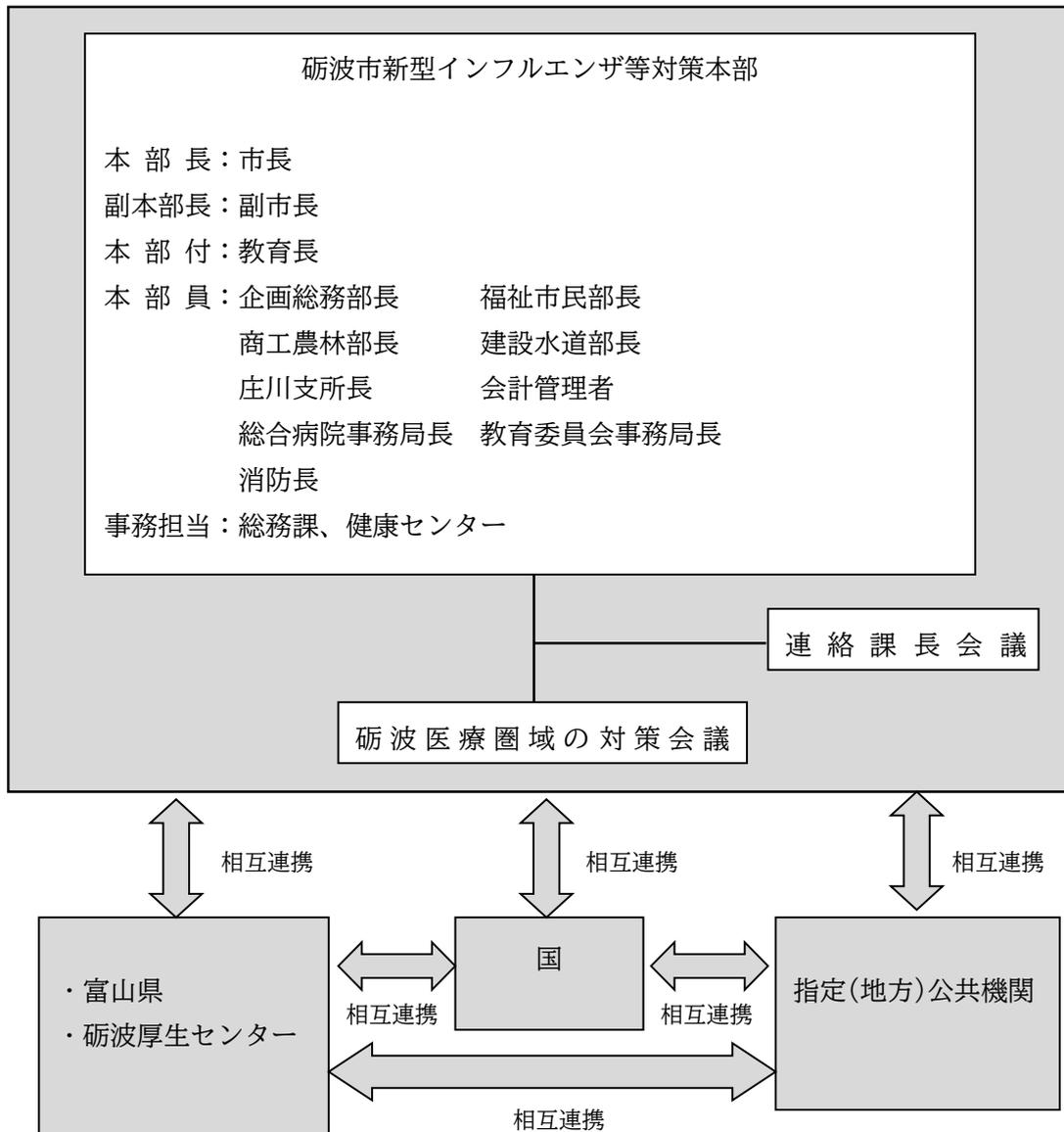
③市は、職員の緊急連絡網を整備する。

《総務課》

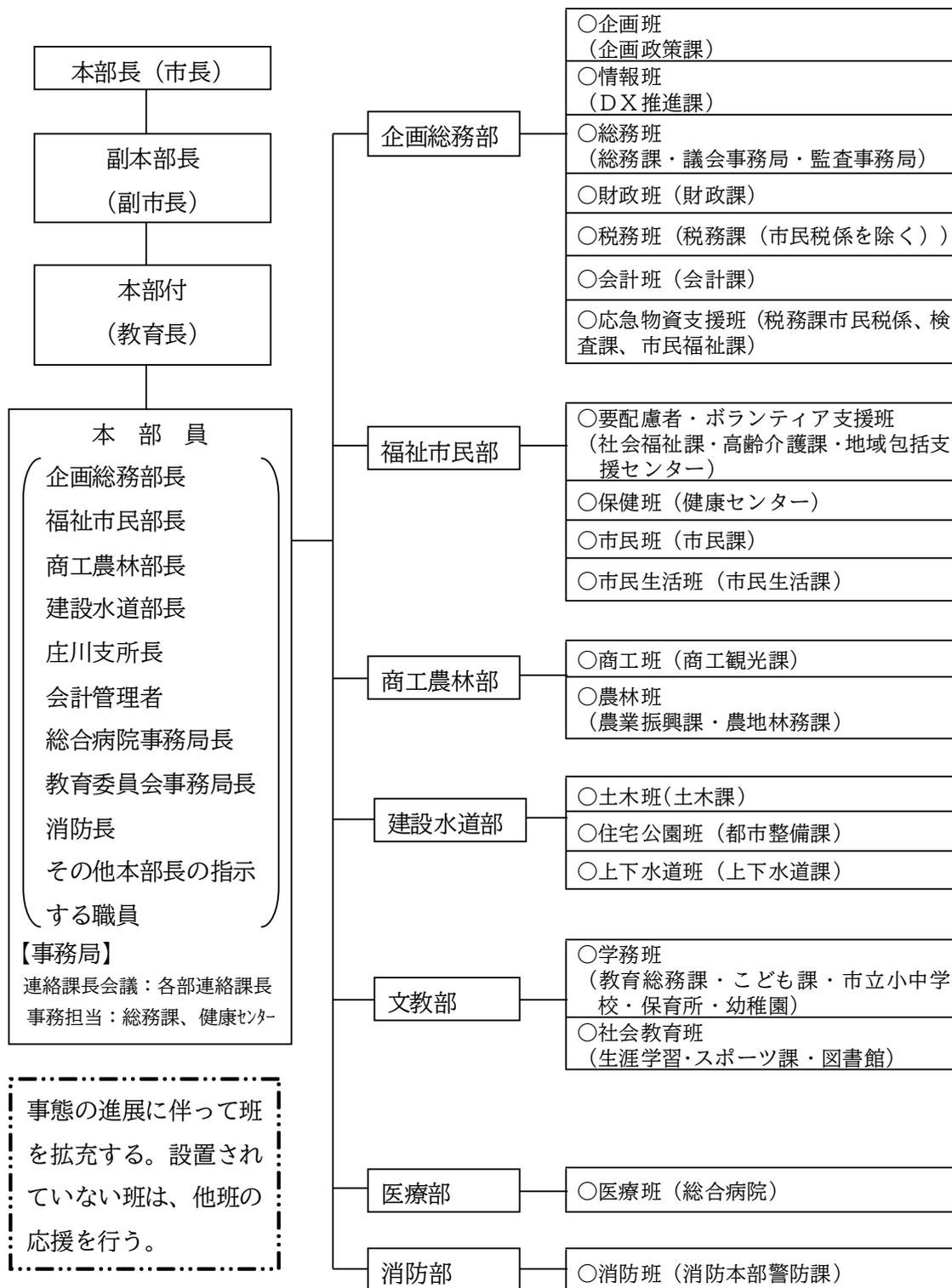
④市は、職員等に対し、新型インフルエンザ等対策に関する正しい知識の普及、啓発を図る。また、各種研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療職等の養成や資質の向上に努める。

《総務課、健康センター》

【 砺波市の実施体制 】



【 砺波市新型インフルエンザ等対策本部組織図 】



第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制

【 各部・各課が担う役割 】

部局	役 割
企画総務部	
企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 部に係る業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・ 部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・ 職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○全国市長会、富山県議会等との連絡調整 ○県やその他関係機関に対する要望事項の取りまとめに関すること ○市民からの相談・問合せに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署と連携し、市民への適切な情報提供を行うとともに、問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。 ○市長及び副市長への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長及び副市長の感染予防対策を行う。 ・ 新型インフルエンザ等対策本部長、副本部長の秘書業務を行う。 ○市内の外国人への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語で情報を提供する。発生状況に応じ相談を受け付ける。 ○国際交流事業への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染予防のため、必要に応じ、人的交流を伴う国際交流事業の自粛要請等を行う。 ○記者発表について報道機関との調整に関すること ○広報活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康センター及び各担当課と協力して市のホームページ、広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、広報誌）、市公式SNS（X、LINE）により迅速かつ正確に情報を提供する。 ○市営バス等公共交通事業者対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行の縮小等を行う場合は、利用者に対する周知を行う。 ・ 乗客が公共交通機関を利用する際の留意事項（マスク、咳エチケットの励行）の周知を行う。
DX推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画政策課と協力して市のホームページ、SNS等により迅速かつ正確に情報を提供する。 ○職員の感染予防対策に係るテレワーク等の実施に関すること
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康センターとともに対策本部事務局を運営する。 ○業務継続計画(BCP)の運用及び見直し等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画(BCP)に基づき、具体的な対応方針の検討等を指示するとともに、必要に応じ見直しを行う。 ・ 部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ○職員の感染予防に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染予防対策の実施及び感染状況の把握を行う。 ○部署間の職員配置の調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部署において感染者が多数発生し、業務の遂行上、人員の不足等が生じた場合、職員配置の調整を行う。 ○自衛隊等への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議において、自衛隊への出動要請が必要と判断された場合、出動要請に関する連絡調整を行う。 ○社会・経済機能の維持対策に係る取りまとめ・調整に関すること ○来庁者に係る感染予防対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者による（への）感染拡大防止策の検討・実施を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制

財政課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る経費の確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生に対応するための必要な経費を確保する。 ○他部署への応援に関すること ○医療機材等必要な物品の発注に関すること ○応急支援物資に関すること ○電話等の確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部設置に伴う臨時電話・FAX等を確保する。 ・ 相談業務用電話の開設・増設を行う。
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ○市税の納付に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の納付期限の延長、減免など所要の対応の検討等を行う。 ○応急支援物資に関すること ○他部署への応援に関すること
福祉市民部	
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 部に係る業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・ 部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・ 職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○社会福祉施設等における新型インフルエンザ等対策に関すること ○一人暮らし高齢者等への支援に関すること ○障がい者への支援に関すること ○生活保護受給者への支援に関すること ○ボランティア活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者及び要配慮者等のニーズにより、ボランティア活動の展開を図る。
高齢介護課 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者・要支援者への支援に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な高齢者の把握を行い、支援対策を検討する。
健康センター	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策の総括に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画の策定に関すること ・ 行動マニュアルの作成の助言等に関すること ○新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること ○医療機関との連絡調整に関すること ○感染患者等への対応に関すること ○健康相談、情報提供、啓発等に関すること ○医療機関の確保に関すること ○新型インフルエンザワクチンの確保及び接種に関すること
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口での感染予防対策の周知等協力 ○他部署への応援に関すること
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬業務の継続要請に関すること ○廃棄物処理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理事業者に対し、感染症廃棄物の処理の事業継続を要請する。 ・ 市民や事業者に対し、ゴミの収集・廃棄等が困難になる事態に備えゴミの減量化を働きかける。 ○生活衛生関係事業者への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供と感染防止対策の励行を依頼する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制

商工農林部	
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内各課との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・部に係る業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○関係事業者団体への対応に関すること ○市観光連盟、旅行代理店等の観光関連団体等への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・観光客に対する情報収集と情報提供を依頼する。 ・必要に応じ観光事業者に対し、事業の自粛を要請する。 ・不特定多数が来客する観光施設に対し、感染予防策の実施を要請する。 ・旅行代理店等に対して、発生地域への渡航者に対し注意喚起等を行うよう依頼する。 ○中小企業に対する金融支援策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の影響により経済的被害を受けた事業者に対し、金融支援の検討等を行う。 ○金融機関への対応に関すること
農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○風評被害対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・発生時における風評被害について関係団体等と連携して対応する。 ○食料関係事業者への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、感染予防対策の検討・実施を要請する。 ・主食(米穀等)、生鮮食料品等の安定的供給を確保するよう要請する。 ○金融支援に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の影響により経済的被害を受けた農業関係者に対し、金融支援の検討等を行う。 ○家畜伝染病に関すること ○食品(畜産品)関係団体への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体に対して、感染予防対策の検討・実施を要請する。 ・畜産品の安定的供給を確保するよう要請する。 ○畜産農家への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体を通じて事業者への衛生対策等を要請する。
農地林務課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設における新型インフルエンザ等対策に関すること ○他部署への応援に関すること
建設水道部	
土木課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内の連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・部に係る業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○他部署への応援に関すること
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園施設の利用制限に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のため施設の利用制限を検討する。 ・各施設に対し、利用者への感染予防対策の検討・実施を指導する。 ○市営住宅居住者から問合せへの対応及び情報提供に関すること
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○水道事業の機能及び工業用水道事業の機能確保に関すること ○消毒その他衛生上の措置等、水を安全的かつ適切に供給すること ○下水道事業の機能の確保に関すること

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制

庄川支所	
市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る支所内の連絡調整に関すること ・業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・課の行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、業務維持対策の調整等を行う。 ○防疫物品等の備蓄管理に関すること ○他部署への応援に関すること
総合病院	
	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種の協力に関すること ○外来、入院患者への適切な対応に関すること
会計管理者	
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る連絡調整に関すること ・業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・行動マニュアル等を作成する。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○会計課における新型インフルエンザ等対策に関すること
教育委員会	
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること ・教育委員会に係る業務継続計画(BCP)の策定を行う。 ・教育委員会各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○小中学校の感染予防対策等に関すること ○小中学校の臨時休業中の児童・生徒に対する学習指導、生活指導に関すること
こども課	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・認定こども園・児童館等の感染予防対策等に関すること ○児童福祉施設等の臨時休業中の児童に対する指導等に関すること ・県内発生により保育施設等の臨時休業、児童の健康状態の把握等を要請する。 ○ひとり親世帯への支援に関すること
生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設、体育施設及び文化施設の感染予防対策に関すること ○施設の休館要請に関すること ・各施設の感染予防対策や状況に応じた休館の実施の要請をする。 ○文化・スポーツ団体等への対応に関すること ・感染予防のため不特定多数が参加する事業の開催について自粛するよう要請する。
監査事務局	
	<ul style="list-style-type: none"> ○他部署への応援に関すること
議会事務局	
議事調査課	<ul style="list-style-type: none"> ○議員への情報提供に関すること ○議員・職員の感染予防対策に関すること ○各種会議の開会に関すること ○情報収集に関すること
消防本部	
警防課	<ul style="list-style-type: none"> ○救急業務における感染防止対策に関すること ○医療機関等との連絡調整に関すること

1-3. 関係機関との連携の強化

①市は、県が実施する実践的な訓練に参加・協力し、新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携等を確認する。

《関係各課》

②市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《関係各課》

③市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

《健康センター》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部を立ち上げ、市及び関係機関における連携を緊密にしながら、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速かつ効果的に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①市は、海外において新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、必要に応じて、調整連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府や県の方針や指示に基づき必要な対策を講じる。また、状況に応じて、新型インフルエンザ等に関する情報収集や必要な対応を行う。

《総務課、健康センター》

②市は、県が県対策本部を設置したときは、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《総務課、健康センター》

③市は、新型インフルエンザ等対策の迅速な実施に必要な人員体制の強化が可能とな

るよう、全庁的な対応を進める。

《総務課》

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

《財政課》

2-3. 体制整備・強化

①市は、各部局に対し不要不急の出張の自粛を要請し、職員への新型インフルエンザ等に関する正しい知識、感染予防策の周知を徹底するとともに、市庁舎内の感染対策を必要に応じて実施する。

《総務課、財政課》

②市は、国、県、近隣市町村、指定（地方）公共機関等との連携・協力体制を強化する。

《総務課、健康センター、関係各課》

③市は、業務継続計画に基づく基本的な対応方針の検討・確認、各課が作成した行動マニュアル等において定められた所要の対策を実施する。また、出先機関に対して、業務継続計画や行動マニュアル等において定められた所要の対策が確実に実施されているか確認するとともに、必要な指示を行う。

なお、直接・間接を問わず、実施する対策については、市対策本部及び関係部局に情報提供し、情報の共有化を図る。

《関係各課》

④市は、発熱外来の設置の準備や、入院患者の受入準備を進める。また、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進める。

《総合病院》

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関

における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、引き続き初動期の対応を継続しつつ、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援

①市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

《総務課、健康センター》

②市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

《関係各課》

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《財政課》

3-2. 緊急事態措置の検討等について

市は、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に関する最新情報や県内の発生状況の集約・共有・分析を行い、感染拡大防止のための総合的な対応策や感染拡大防止のために実施する対応策について協議・決定するとともに、関係部局に必要な対応を実施するよう指示する。また、市内の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《総務課、健康センター》

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

①市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、市対策本部を廃止する。

《総務課、健康センター》

②市は、市対策本部の協議・決定を踏まえ、業務継続計画の発動により縮小・中断していた業務を再開するとともに、職員の健康状況を把握し、通常の勤務体制に移行する。

《関係各課》

③市は、これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、業務継続計画や各課が作成した行動マニュアル等の見直しを行う。

《関係各課》

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー*¹を高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法を整理し、あらかじめ定める。

*¹健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用して、継続的で分かりやすい情報提供を行う。

《DX推進課、健康センター》

1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

①県や関係機関等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムの構築に協力する。

《DX推進課、健康センター》

②医療機関における必要な医療資器材（個人保護具（防護服、マスク等）、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）、県内感染期の増床の余地に関して調査に協力する。

《総合病院》

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

①市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、コミュニケーションに障害のある人（視覚障がい者、聴覚障がい者等）へ適切な配慮をしつつ、情報の提供、広報体制の整備を行う。

《企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

②市は、国からの要請を受けて、コールセンター等相談窓口を設置する準備を進める。

《健康センター》

第2節 初動期

(1) 目的

市民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることから、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別を防止するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《関係各課、健康センター》

②市は、あらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係団体等を通じた情報提供・共有を行う。

《関係各課、健康センター》

③市は、高齢者や障がい者、デジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように情報提供と注意喚起を行う。

《企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

①市は、国からの要請を受けて、コールセンター等相談窓口を設置する。

《健康センター》

②市は所管業務に関する相談に対応するための相談窓口を設置する。

《関係各課》

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等を防止するとともに、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《総務課、健康センター》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有することにより、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション、個人レベルでの感染対策の勧奨、感染者等に対する偏見・差別等の防止とともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①市は、あらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係団体等を通じた情報提供・共有を行う。

《関係各課、健康センター》

②市は、個人情報やプライバシーの保護に十分留意し、市民に対して、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《関係各課、健康センター》

③市は、高齢者や障がい者、デジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように情報提供と注意喚起を行う。

《企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

①市は、国からの要請を受けて、コールセンター等相談窓口を継続する。

《健康センター》

②市は、関係部局と連携を強化し、市民への適切な情報提供や問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。

《関係各課》

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者等に対する偏見・差別等の防止について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《総務課、健康センター》

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

①市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《教育総務課、健康センター》

②通所型や短期入所型の社会福祉施設（デイサービス事業所、ショートステイ事業所、小規模多機能型事業所、障害福祉サービス施設等）に対して、臨時休業等が行われた場合の利用者の家族との連絡体制及び臨時休業中の利用者の健康状態等について把握できるような体制を整備するよう周知する。また、通所型の社会福祉施設等に対して、臨時休業中に利用者がサービスを受けられない状況が生じた場合の対応について検討を行うよう周知する。

《社会福祉課、高齢介護課》

③感染拡大防止のための対策を迅速かつ円滑に進めることができるよう、公共交通機関との連携・協力体制を整備する。

《企画政策課》

④衛生研究所における検査体制の確認や、整備に協力する。

《総合病院》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保する

とともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国の要請を受け、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《関係各課》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、国が示す指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策

市は、国及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

《健康センター》

3-1-1. 市民に対する情報提供等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

《健康センター》

3-1-2. 事業者等に対する要請等

市は、県から、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無

観客開催)や停止(休業)等の要請があった場合、市の所管する施設に対し周知を行う。

《関係各課、健康センター》

3-1-3. 学校等に対する要請等

市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県から学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請があった場合、周知に協力する。

《教育総務課、こども課、健康センター》

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

市は、国から公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請があった場合、周知に協力する。

《企画政策課》

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

《総務課、健康センター》

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

①病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

《総務課、健康センター》

②病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

《総務課、健康センター》

③病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、市は基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して対応する。

《総務課、健康センター》

④こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、障がい者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市はそのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

《社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、教育総務課、こども課、健康センター》

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬等により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、病原体の性状等に応じて対応する時期に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

《総務課、健康センター》

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

《総務課、健康センター》

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

《健康センター》

【表1 予防接種に必要となる可能性がある資材】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

《健康センター》

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

《砺波医師会、健康センター》

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制を構築する。

《総務課、健康センター》

1-3-3. 住民接種

市は、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

①市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかなワクチン接種を実施するため、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制の構築を図る。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

《砺波医師会、健康センター》

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保

- vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

【表2 接種対象者の試算方法の考え方】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口 ^{※1}	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ^{※2}	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※1 砺波市住民基本台帳の人口を総人口として試算する。

※2 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

②円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外における接種を可能にするよう取組を進める。

《DX推進課、健康センター》

③速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者、社会福祉施設等の経営主体等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《砺波医師会、社会福祉課、高齢介護課、教育総務課、健康センター》

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に必要な資材、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の準備を行う。

《健康センター》

2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

《砺波医師会、健康センター》

第3節 対応期

(1) 目的

準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチン接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康センター》

3-2. 特定接種

市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《総務課、健康センター》

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種体制の構築

市は、国の要請を受け、市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《健康センター》

3-3-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市は、国の要請を受け、接種に関する情報提供・共有を行う。

《健康センター》

3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《砺波医師会、社会福祉課、高齢介護課、健康センター》

3-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《DX推進課、健康センター》

3-6. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

《健康センター》

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事において、市及び厚生センター等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する市町村間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保

市は、厚生センター及び保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、感染症有事体制を構成する人員の確保に努める。

《総務課、健康センター》

1-2. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、厚生センター及び消防機関等の関係機関と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

《総務課、健康センター》

1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、コミュニケーションに障害のある人（視覚障がい者、聴覚障がい者等）の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

《企画政策課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市行動計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、対応期に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を

を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

市は、県と連携し、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《健康センター》

2-2. 市民への情報提供・共有の開始

市は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを開始する。

《健康センター》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市行動計画や市、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

①市は、県が実施する健康観察に協力する。

《関係各課、健康センター》

②市は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を県と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの情報提供又は物品の支給等に協力する。

《関係各課、健康センター》

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

①市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《総務課、健康センター》

②消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

《消防本部》

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣市町村や、指定公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

《総務課、健康センター》

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《関係各課》

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備に努める。その際は、高齢者や障がい者、デジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《企画政策課、DX推進課、社会福祉課、高齢介護課、
地域包括支援センター、健康センター》

1-3. 物資及び資材の備蓄

①市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等の品目・数量を確認し、備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《総務課、健康センター》

②市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬

等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

《商工観光課、健康センター》

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

《社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

1-5. 火葬体制の構築

①市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

《市民生活課》

②市は、近隣各市と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備する。

《市民生活課》

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

①市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《市民生活課》

②市は、火葬能力について随時把握するとともに、近隣市町村との情報の共有化を図る。

《市民生活課》

2-2. 生活支援を要する者への支援等

市は、市内発生時に備え、在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、支援が必要な対象世帯の把握と支援策について必要な準備を進める。

《社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

2-3. ライフラインの確保

①市は、指定地方公共機関及び登録事業者等に対して、従業員の感染予防策の徹底を呼びかける。

《上下水道課、健康センター》

②市は、上下水道・工業用水道の機能を維持するため、緊急連絡体制の整備や資材・要員の確保等の必要な準備を行う。

《上下水道課》

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、こども課、健康センター》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪

問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を実施する。

《社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、健康センター》

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《教育総務課》

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

①市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《市民生活課》

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《市民生活課》

③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《市民生活課、関係各課》

④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《市民生活課、関係各課》

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

①市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《市民生活課》

②市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《市民生活課》

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《商工観光課》

3-2-2. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民の社会経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

①ゴミ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための必要な措置

《市民生活課》

②安定した上下水道の提供

まん延時でも上下水道施設を適正に稼働する機能を維持するための措置

《上下水道課》

用語集

本計画で使用している主な用語の解説を、五十音順で掲載しています。

	用語	内容
あ	医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
	医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
	衛生研究所	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
か	患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
	患者等	患者及び感染したおそれのある者。
	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
	感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
	帰国者等	帰国者及び入国者。

季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

	国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
さ	酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
	指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
	住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
	新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
た	統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力的に統括しつつ、JHIS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。登録事業者 特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
	特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
	都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区。
な	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

は	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
	パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
	プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
ま	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
	無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
や	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

ら	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
	連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
わ	ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
E	EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
P	PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5	5類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。